

上山市告示第39号

上山市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和8年3月16日

上山市長 山本幸靖



上山市建設工事請負契約約款の一部を改正する約款

上山市建設工事請負契約約款（平成9年告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、<u>当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p><u>2 甲は、乙の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、乙は甲の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p><u>(請負代金内訳書及び工程表)</u></p> <p>第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表（様式第2号）を作成し、甲に提出しなければならない。</u></p> | <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、<u>第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p><u>(工程表及び請負代金額内訳書)</u></p> <p>第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表（様式第2号）を作成し、甲に提出しなければならない。</p> |

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 甲及び乙は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 甲は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を乙に支払わなければならない。

3 乙は、次に掲げる事項を行わなければならない。

（1） 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

（2） 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 甲は、乙に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

（1） 前項第1号の支払に関する書面

（2） 前項第2号の支払に関する書面

2 乙は、甲が必要と認めるときは、設計図書に基づき請負代金額内訳書（様式第3号。以下「内訳書」という。）を作成して甲に提出しなければならない。ただし、内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 乙は、前項の規定による請求があつたときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第8条の2 乙は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（乙が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該建設業者と下請契約をしなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、乙は、甲の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を甲に提出しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、これらの者と乙との雇用関係を確認することができる書類を添えた現場代理人等指定（変更）通知書（様式第5号）により、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)～(3) 一略一

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置き、これらの者と乙との雇用関係を確認することができる書類を添えた現場代理人等指定（変更）通知書（様式第5号）により、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)～(3) 一略一

(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）

(5) 一略一

2～5 一略一

(工期の変更方法)

第24条 一略一

2 一略一

3 甲は、第1項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 一略一

2 一略一

3 甲は、第1項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 一略一

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 一略一

2～8 一略一

9 甲は、第3項又は第7項の協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとと

(4) 監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第1項第2号へに規定する監理技術者補佐をいう。以下同じ。）

(5) 一略一

2～5 一略一

(工期の変更方法)

第24条 一略一

2 一略一

(請負代金額の変更方法等)

第25条 一略一

2 一略一

3 一略一

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 一略一

2～8 一略一

もに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第36条 一略一

2～4 一略一

5 乙は、請負代金額が増額された場合（増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。）においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。

6～8 一略一

(前払金の使用等)

第38条 乙は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払

(前金払)

第36条 一略一

2～4 一略一

5 乙は、請負代金額が増額された場合（増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。）においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。

6～8 一略一

(前払金の使用等)

第38条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、第36条第1項の規定による請求により支払を受けた前払金の額の100分の25以内の前払金については現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当

に充当することができる。

2 乙は、中間前払金をこの工事の材料費、
労務費、機械器具の賃借料、機械購入費
(この工事において償却される割合に相当
する額に限る。)、動力費、支払運賃、修
繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び
保証料に相当する額として必要な経費以外
の支払に充当してはならない。

する額として必要な経費の支払に充当する
ことができる。

附 則

この約款は、令和8年4月1日から施行する。